

## 策 定 方 針

平成14年度においては、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、歳出面においては、歳出全般にわたり徹底した見直しを行うことにより歳出総額の抑制に努める一方、当面の重要課題である個性ある地方の活性化、循環型社会の形成、少子・高齢化への対応等に財源の重点的配分を図ることとし、歳入面においては、地方税負担の公平適正化の推進と地方交付税の所要額の確保を図ることを基本とするとともに、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補てん措置を講じることとし、次の方針に基づき平成14年度地方団体の歳入歳出総額の見込額を策定する。

- 1 地方税については、恒久的な減税を引き続き実施するとともに、最近における社会経済情勢に対応して早急に実施すべき措置として、特別土地保有税の徴収猶予制度の拡充、株式譲渡益に係る個人住民税の申告不要の特例の創設等の措置を講じるほか、固定資産税における縦覧制度の見直し等を行うとともに、非課税等特別措置の整理合理化等のため所要の措置を講じることとする。
- 2 地方財源不足見込額について、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の補てん措置を講じることとする。
  - (1) 恒久的な減税に伴う影響額以外の地方財源不足見込額10兆6,650億円については、次の措置を講じる。

平成13年度に講じた平成15年度までの間の制度改正を踏まえ、財源不足のうち建設地方債（財源対策債）の増発等を除いた残余については国と地方が折半して補てんすることとし、国負担分については、国の一般会計からの加算により、地方負担分については地方財政法第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により補てん措置を講じることとするが、国及び地方の財政運営を勘案し、国負担分、地方負担分とも、その4分の1は交付税特別会計借入金により補てんする措置を講じる。

臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入する。

これに基づき、平成14年度の地方財源不足見込額については、次により完全に補てんする。

ア．地方交付税については、5兆5,189億円増額する。この増額は国の一般会計の加算額3兆4,304億円（うち、地方交付税法附則第4条の2第2項の加算額1,578億円、同条第6項の加算額1,400億円、臨時財政対策特例加算額3兆1,326億円）及び交付税特別会計借入金2兆885億円により行う。

交付税特別会計における借入金2兆885億円のうち、国負担分の借入金1兆443億円の償還に必要な財源については、平成20年度以降の各年度において一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとする。

イ．地方財政法第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）を3兆2,261億円発行する。

ウ．建設地方債（財源対策債）を1兆9,200億円増発する。

(2) 恒久的な減税に伴う地方財政への影響額3兆4,510億円については、次の措置を講じる。

恒久的な減税の実施による地方税の減収1兆9,418億円について、国と地方のたばこ税の税率変更による地方たばこ税の増収措置、法人税の地方交付税率の引上げ、地方特例交付金及び地方債（地方財政法第5条の特例としての減税補てん債）の発行により完全に補てんする。

恒久的な減税の実施による地方交付税への影響額1兆5,092億円のうち、平成14年度に新たに発生する地方交付税の減収1兆4,430億円については、交付税特別会計借入金により措置し、国と地方が折半して負担することにより完全に補てんする。

また、平成11年度以降地方交付税への影響額の補てんとして措置した交付税特別会計借入金について、国負担分の借入金の利子相当額328億円は一般会計からの繰入れにより、地方負担分の借入金の利子相当額334億円は交付税特別会計借入金により措置する。

(3) 上記の結果、平成14年度の地方交付税については、19兆5,449億円（前年度に比し4.0%減）を確保する。

また、平成5年度の投資的経費に係る国庫補助負担率の見直しに関し一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた額等4,578億円については法律の定めるところにより、平成15年度以降の地方交付税の総額に加算することとする。

3 国民健康保険制度の高額医療費共同事業に対する都道府県の助成400億円に係る地方財政措置については、1年間延長し、地方交付税の特例措置360億円（交付団体分相当額）及び調整債40億円（不交付団体分相当額）により対処することとする。

その他国民健康保険制度の運営の安定化等に資するため、所要の財政措置を講じることとする。

4 地方債については、地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、極めて厳しい地方財政の状況の下で、その健全性の確保に留意しつつ、地方団体が個性と活力ある地域社会の構築を目指して、循環型社会の形成、少子・高齢化への対応、都市の再生、科学技術の振興、ITを活用した社会・経済活動の活性化等当面

する政策課題に重点的・効率的に対応しうるよう、地方債計画の規模を16兆5,239億円（普通会計分12兆6,493億円、公営企業会計等分3兆8,746億円）とする。

- 5 社会経済情勢の推移等に即応して使用料・手数料等の適正化を図る。
- 6 地域経済の振興や雇用の安定を図りつつ、個性と活力ある地域社会の構築、住民に身近な社会資本の整備、災害に強い安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。
  - (1) 投資的経費に係る地方単独事業費については、国の公共投資関係費と同一の基調により前年度に比し10%減額することとする一方で、地域活性化事業、合併特例事業及び防災対策事業の創設などにより、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。
  - (2) 一般行政経費に係る地方単独事業費については、既定の行政経費の縮減を図る一方、個性ある地方の活性化、循環型社会の形成、少子・高齢化への対応等の分野に係る施策に財源の重点的配分を図る。
  - (3) 消防力の充実、自然災害の防止、震災対策の推進等住民生活の安全を確保するための施策を推進する。
  - (4) 過疎地域の自立促進のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。
- 7 地方団体の公債費負担の軽減を図るため、普通会計における高利の公的資金に係る地方債等に対する特別交付税措置及び一定の公営企業金融公庫資金の借換え措置を講じることとする。
- 8 地方公営企業の経営基盤の強化、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、社会経済情勢の変化に対応した新たな事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととする。
- 9 地方行財政運営の合理化と財政秩序の確立を図ることとし、このため次の措置を講じる。
  - (1) 国庫補助負担金について補助負担単価の適正化等国庫補助負担基準を改善する。
  - (2) 一般職の定員を削減する等定員管理の合理化を図るとともに、一般行政経費等を極力抑制する。
  - (3) 年度途中における事情の変化に弾力的に対応できるよう、必要な財源をあらかじめ確保する。